

岐阜県における 経営事項審査の申請に係るQ & A (経営規模等評価申請書・総合評定値請求)



岐阜県県土整備部技術検査課

—令和6年12月版—

経営事項審査の申請に係るQ & A 目次

1 経営事項審査全般について

- 【Q 1-1】 経営事項審査とは、どういったものですか？
- 【Q 1-2】 経営事項審査を受けるためには、どのような手続きを行えばよいですか？
- 【Q 1-3】 経営事項審査を受審すれば、岐阜県が発注者となる建設工事の入札へ参加することができますか？
- 【Q 1-4】 経営事項審査を受審しましたが、入札参加資格者名簿にはいつ反映されますか？
- 【Q 1-5】 経営事項審査結果通知書はいつ送付されますか？
- 【Q 1-6】 経営事項審査の審査基準日とは何ですか？
また、経営事項審査を受ける時にはいつ時点の審査基準で受審すればよいですか？
- 【Q 1-7】 経営事項審査の有効期間はどのくらいですか？
- 【Q 1-8】 経営事項審査の手数料はいくらになりますか？
- 【Q 1-9】 経営事項審査の結果通知書を紛失してしまいましたが、再発行は可能ですか？
- 【Q 1-10】 他県の知事許可（大臣許可）から岐阜県知事に許可換えしましたが、経営事項審査を受け直す必要はありますか？
また、特定から一般に変えた場合も経営事項審査を受け直す必要はありますか？
- 【Q 1-11】 個人事業主から法人化（いわゆる「法人成り」）した場合、経営事項審査を受審し直す必要がありますか？
- 【Q 1-12】 建設業許可の更新切れや廃業した業種について、経営事項審査を受けることができますか？
- 【Q 1-13】 経営事項審査の申請書を窓口を持って行くのは誰でもよいですか？

2 建設業許可・経営事項審査電子申請システムについて

- 【Q2-1】 経営事項審査を建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「JCIP」といいます。）で申請したいのですが、紙での申請と同様に各土木事務所への審査予約の申込は必要ですか？
- 【Q2-2】 JCIP の場合、審査当日は土木事務所に出向く必要がありますか？
また、JCIP の審査日はいつですか？
- 【Q2-3】 岐阜県に対する JCIP での申請時に、岐阜県収入証紙での納付は可能ですか？
- 【Q2-4】 代理申請の場合に手数料納付は、申請する業者にお問い合わせすればよいですか？
また、行政書士が代理で納付してもよいですか？
- 【Q2-5】 岐阜県に対する JCIP による申請の場合、結果通知書は紙で発行されますか？
- 【Q2-6】 JCIP は土木事務所へ行く必要がないと聞きましたが、手引きに記載のある「提示する書類」はどのようにすればよいですか？
- 【Q2-7】 様式第 25 号の 14 の項番 20 の登録経営状況分析機関番号の認証キーとは何ですか？
- 【Q2-8】 様式第 25 号の 14 の項番 20 の登録経営状況分析機関番号の認証キーを記載すれば、経営状況分析結果通知書は添付不要ですか？
また、事業年度終了届を JCIP で申請した場合、工事経歴書の添付は不要ですか？
- 【Q2-9】 岐阜県入札参加資格審査を更新申請する際には、申請者用の控を必要とする場合は受付印を押印してもらっていましたが、JCIP の場合はどうすればよいですか？
- 【Q2-10】 JCIP の操作方法が分かりませんが、マニュアル等はどこに掲載してありますか？
- 【Q2-11】 電子申請の審査日は過ぎていますが、ステータスが「手続中」から変わりますが、いつになったら手続きが完了しますか？

3 経営規模等評価申請書/総合評定値請求書について (様式第 25 号の 14)

- 【Q 3-1】 会社設立直後で、決算期が到来していない場合、審査基準日はいつになりますか？
- 【Q 3-2】 審査基準日から審査日までに許可を追加取得した業種を加えて、経審を受審することができますか？
- 【Q 3-3】 経営事項審査を受審後に新たに許可業種の追加を行った場合、同じ審査基準日で改めて経営事項審査を受けることができますか？

4 別紙1 工事種類別（元請）完成工事について

- 【Q4-1】 消費税が未納ですが、経営事項審査は受けられますか？
- 【Q4-2】 許可を取得したばかりで事業年度終了届を提出していないため土木事務所の受付印が押印されている工事経歴書が用意できませんが、どうすればよいですか？
- 【Q4-3】 建設工事の業種区分（29業種）の考え方を教えてください。
- 【Q4-4】 下請で工事を請け負いましたが、その工事は「一式工事」（土木一式又は建築一式）として申請してよいですか？
- 【Q4-5】 「その他工事」欄には何を計上するのですか？
- 【Q4-6】 2以上の業種を1件の契約で請け負いましたが、工事経歴書にはどのように計上するのですか？
- 【Q4-7】 完工高が無い業種について経営事項審査を受けることはできますか？
- 【Q4-8】 親から個人事業を承継しましたが、完成工事高及び営業年数に過去の実績を含めることはできますか？
- 【Q4-9】 個人事業主から法人化（いわゆる「法人成り」）しましたが、完成工事高に過去の事業主としての実績を含めることはできますか？
- 【Q4-10】 提示する書類で工事請負契約書がありますが、どれだけ持っていく必要がありますか？
また、書類の量が多いため、金額が分かるものだけ持っていけばよいですか？
- 【Q4-11】 契約書の作成を電子で行ったので工事請負契約書に押印が無いですが、どのようにすればよいですか？
また、契約書の写し（コピー）に原本証明をして経営事項審査を受ける必要はありますか？

5 別紙2 技術職員名簿について

- 【Q5-1】 技術職員名簿について、1つの資格で何業種まで選択できますか？
- 【Q5-2】 技術職員名簿の講習受講欄には何を記載すればよいですか？
- 【Q5-3】 1人の技術者が同一の業種において複数の資格を有していますが、どのように記載すればよいですか？
- 【Q5-4】 「業種別技術職員コード表」に「技士補」が追加されましたが、いつから対象となりますか？
- 【Q5-5】 令和5年7月1日以降を審査基準日とする申請から「技士補」が対象となりましたが、1級の技士補と法第26条第3項ただし書き（法第15条第2号イ、ロ、ハに準ずる者）監理技術者補佐（コード「005」）の違いは何ですか？
- 【Q5-6】 技術職員名簿に出向者やパートタイム労働者を記載できますか？
- 【Q5-7】 技術者が高齢で健康保険の対象から外れていますが、何を常勤性の確認資料とすればよいですか？

6 別紙3 その他の審査項目（社会性等）について

- 【Q6-1】 雇用保険の加入の有無を確認する資料は1年分が必要となりますか？
- 【Q6-2】 健康保険の加入の有無を確認する資料は1年分が必要となりますか？
- 【Q6-3】 CPD単位取得数とは何ですか？
- 【Q6-4】 対象となるCPDは何ですか？
また、CPDとCPDSの違いは何ですか？
- 【Q6-5】 「自然工法管理士講習会」はCPDの対象となりますか？
- 【Q6-6】 CPD単位の計算方法が分かりませんが、どのように計算すればよいですか？
また、1人の技術者で2団体から単位を取得していますが、両方算入できますか？
- 【Q6-7】 技能者名簿と技術職員名簿と両方に該当する者がいる場合は、両方ともカウント可能ですか？
- 【Q6-8】 技能者名簿の「レベル向上者の有無」欄について、昨年度に申請した経営事項審査で、レベル向上の有無に「○」を付けましたが、今年度の申請でも「○」を付けていいですか？
- 【Q6-9】 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の審査対象工事や要件は何ですか？
- 【Q6-10】 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」について、カードリーダーは現場に設置する必要がありますか？
- 【Q6-11】 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」について、下請工事しか受注していない業者でも対象となりますか？
- 【Q6-12】 「二級登録経理試験合格者等の数」について、対象となる人はどんな人ですか？
- 【Q6-13】 建設業経理士について、6か月を超える雇用が必要ですか？
- 【Q6-14】 「建設機械の保有状況一覧表」について、購入車両の場合、「取得年月日」は何を記載すればよいですか？
- 【Q6-15】 「建設機械の保有状況一覧表」について、車検証が電子で交付されましたが、提出はどのようにすればよいですか？
- 【Q6-16】 「建設機械の保有状況一覧表」について、審査基準日を跨ぐため、自動車検査証の古い車検証と新しい車検証が2つありますが、どちらを記載すればよいですか？
- 【Q6-17】 「建設機械の保有状況一覧表」について、自動車検査証の古い車検証の写しがなく、新しい車検証しかないですが、認められますか？

- 【Q6-18】 「建設機械の保有状況一覧表」について、ダンプの対象となる車両はどういったものですか？
- 【Q6-19】 「建設機械の保有状況一覧表」について、「種別又は規格」はどういったものを記載すればよいですか？
- 【Q6-20】 「建設機械の保有状況一覧表」について、ダンプ車両等の購入車両がありますが、古い車両のため販売契約書が見当たりません。販売店も閉店しているため販売証明書を取得することもできませんが、自動車検査証のみで認められますか？

本Q&A集は、岐阜県知事許可業者からよく寄せられる経営事項審査に関する問い合わせとそれに対する回答を令和6年12月現在においてまとめたものです。本内容については、実際の審査の実情や制度改正等により今後変更される場合もありますのでご了承ください。

岐阜県の経営事項審査に係る手続き全般については、「経営事項審査申請の手引き」を確認ください。また、「経営事項審査申請の手引き」及び経営事項審査制度に係る最新の情報については、岐阜県ホームページ「経営事項審査の広場」で確認ください。

なお、制度改正直後においては、本Q&A集の内容の更新に時間を要することから、最新の内容について確認が必要な場合は直接岐阜県技術検査課(TEL:058-272-8504)にお問い合わせください。

<岐阜県ホームページ「経営事項審査の広場」>

【URL】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1892.html>

1 経営事項審査全般について

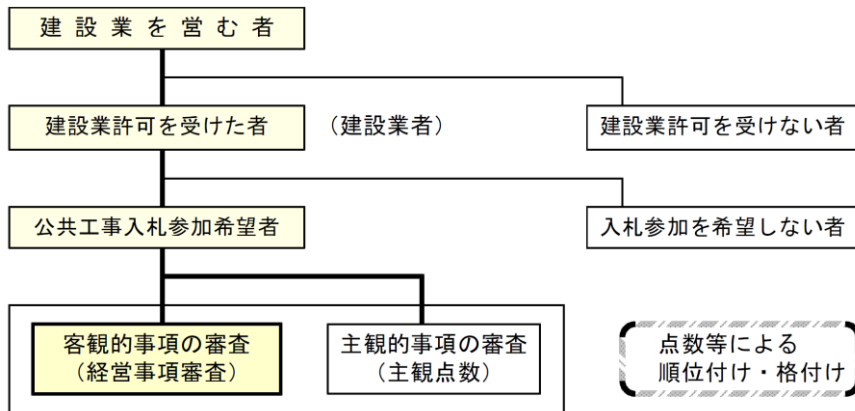
Q 1-1

経営事項審査とは、どういったものですか？

A 1-1

経営事項審査とは、公共工事(国又は地方公共団体等が発注する建設工事)で工事一件の請負金額が500万円以上(建築一式工事は1,500万円以上)のものを発注者から直接請け負おうとする建設業者が、必ず受けなければならない審査です。

公共工事の発注機関は、この審査により競争入札に参加しようとする建設業者の資格審査を行います。この制度は、審査の信頼性を担保しつつ、効率的かつ効果的に業者の選定を行い、ひいては建設工事の適正な施工の確保を目的としています。



【出典】「経営事項審査の手引き (令和5年7月版)」(岐阜県県土整備部技術検査課) P.1

Q 1-2

経営事項審査を受けるためには、どのような手続きを行えばよいですか？

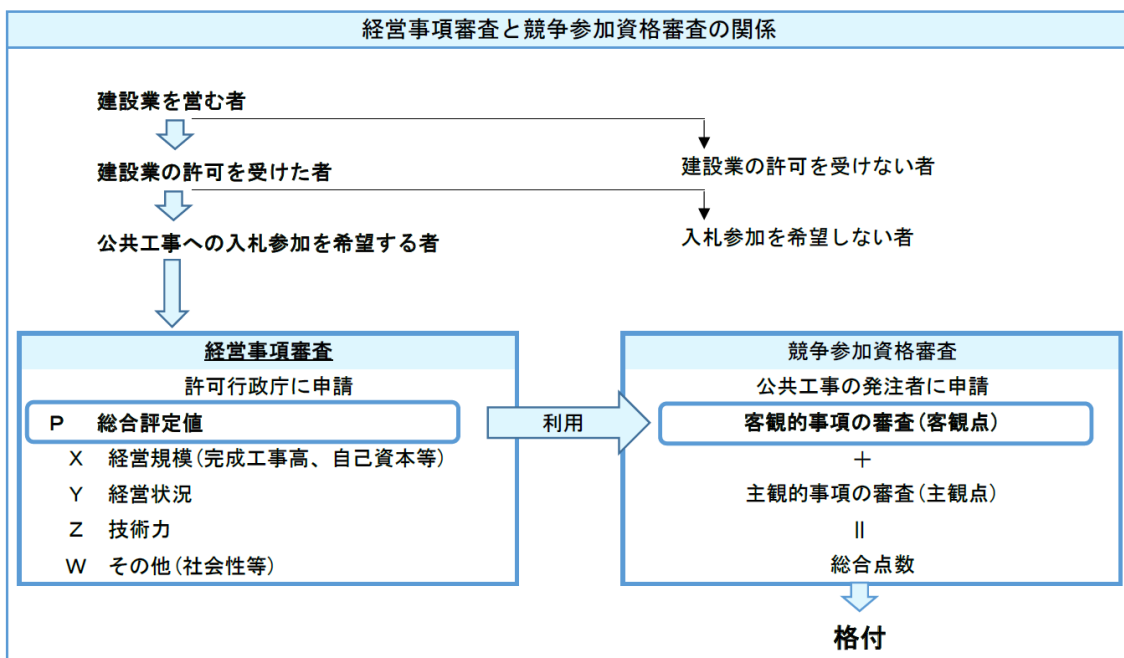
A 1-2

経営事項審査を受審する前に、下記フロー図のとおり建設業許可の取得後に経営事項審査を受審することができます。

経営事項審査は、毎月各土木事務所で審査を行っております。

実施スケジュールや申込方法、申請書様式等の詳細については、岐阜県のホームページ（以下「県 HP」といいます。）の「経営事項審査の広場」に掲載されていますので、ご確認願います。

【URL】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1892.html>



【出典】「建設業のための Q&A 経営事項審査（令和 5 年 1 月改正対応版）」（東日本建設業保証株式会社）

Q 1-3

経営事項審査を受審すれば、岐阜県が発注者となる建設工事の入札へ参加することができますか？

A 1-3

「岐阜県建設工事入札参加資格者名簿」へ掲載されるには、経営事項審査を受けることが必要です。

「岐阜県建設工事入札参加者名簿」の申請の審査については、（公財）岐阜県建設研究センターで審査しておりますので、（公財）岐阜県建設研究センターまでお問合せ願います。

なお、公共工事を発注者から直接請け負おうとしない場合(下請のみの場合)は、経営事項審査を受ける必要はありません。

Q 1 - 4

経営事項審査を受審しましたが、入札参加資格者名簿にはいつ反映されますか？

A 1 - 4

「岐阜県建設工事入札参加資格者名簿」への登載は、4半期ごとに更新しています。
新規・再申請・業種追加の申請を行い、入札参加資格の認定を受けた者は、以下の時期に登載されます。

【URL】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/444.html>

申請受付月	名簿登載月
12月～2月	4月
3月～5月	7月
6月～8月	10月
9月～11月	1月

岐阜県では経営事項審査による総合評定値（以下「客観点数」といいます。）と県独自の評価項目による点数（以下「主観点数」といいます。）の合計点である総合点数を入札参加資格者名簿に登載された建設事業者毎に算出し、等級格付や一般競争入札における参加条件の設定に活用しています。

<一般競争入札の参加資格要件となる客観点数（又は総合点数）について>

一般競争入札の参加資格要件となる客観点数（又は総合点数）は、入札参加申請期限日において入札参加資格者名簿に記載されている客観点数（又は総合点数）です。

客観点数は、下表のとおり四半期毎（4・7・10・1月）に決算年月日に応じて、最新のものに更新しています。

また、主観点数は、4月に更新しています。

決算年月日（経審の審査基準日）	客観点数の更新時期
6月～8月の事業者	4月
9月～11月の事業者	7月
12月～2月の事業者	10月
3月～5月の事業者	1月

Q 1 - 5

経営事項審査結果通知書はいつ送付されますか？

A 1 - 5

経営事項審査の結果通知書は、通常申請した月の翌月の下旬頃に発行します。

Q 1-6

経営事項審査の審査基準日とは何ですか？

また、経営事項審査を受ける時にはいつ時点の審査基準で受審すればよいですか？

A 1-6

経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日(決算日)を基準として、その時点における各審査項目を審査します。

なお、以下の場合については、事業年度の終了日以外の日を審査基準日とすることができます。

事例	審査基準日
新設等の場合	法人設立の日 又は 個人事業者の事業開始日
会社の分割・合併を行った場合	分割・合併の日
事業譲渡を行った場合	事業譲渡の日

また、審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、経営事項審査申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることができません。

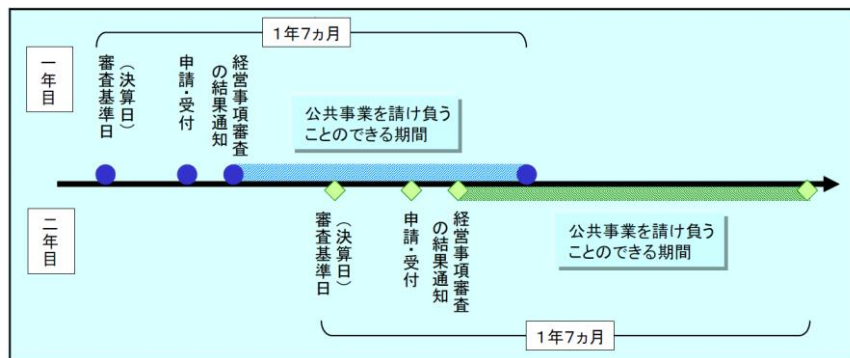
Q 1-7

経営事項審査の有効期間はどのくらいですか？

A 1-7

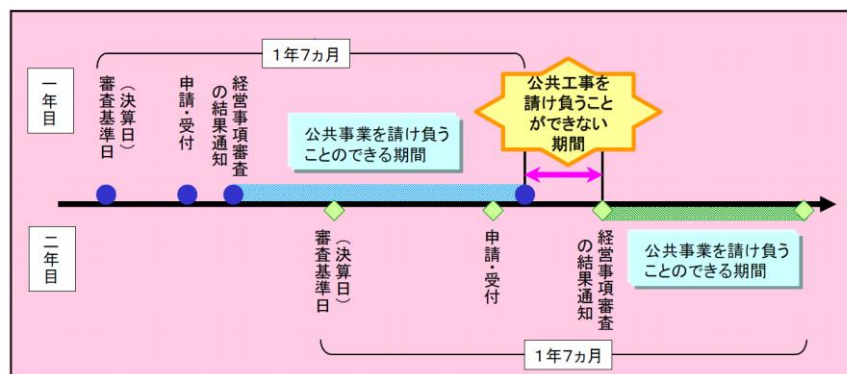
有効期間は、当該経営事項審査の審査基準日(決算日)から1年7ヵ月の間に限られます。
また、有効期間の効力発生日は、経営事項審査の申請時からではなく、結果通知書を受理した時点からです。

○有効期間(公共事業を請け負うことのできる期間)が切れ目なく継続するケース(通常)



【出典】「経営事項審査の手引き(令和5年7月版)」(岐阜県県土整備部技術検査課) P.2

○申請の遅延により、公共工事を請け負うことができない期間が発生するケース



【出典】「経営事項審査の手引き(令和5年7月版)」(岐阜県県土整備部技術検査課) P.2

Q 1-8

経営事項審査の手数料はいくらになりますか？

A 1-8

経営事項審査の手数料は申請する業種数によって異なりますので、以下の表を参考に計算願います。

経営規模等評価

・8,100 円に評価を受けようとする建設業 1 業種につき 2,300 円を加算して得た額

総合評定値通知

・400 円に通知を受けようとする建設業 1 業種につき、200 円を加算して得た額

(単位：円)

審査対象業種数	経営規模等評価 (XZW)	総合評定値 (P)	手数料	審査対象業者数	経営規模等評価 (XZW)	総合評定値 (P)	手数料
1業種	10,400	600	11,000	16業種	44,900	3,600	48,500
2業種	12,700	800	13,500	17業種	47,200	3,800	51,000
3業種	15,000	1,000	16,000	18業種	49,500	4,000	53,500
4業種	17,300	1,200	18,500	19業種	51,800	4,200	56,000
5業種	19,600	1,400	21,000	20業種	54,100	4,400	58,500
6業種	21,900	1,600	23,500	21業種	56,400	4,600	61,000
7業種	24,200	1,800	26,000	22業種	58,700	4,800	63,500
8業種	26,500	2,000	28,500	23業種	61,000	5,000	66,000
9業種	28,800	2,200	31,000	24業種	63,300	5,200	68,500
10業種	31,100	2,400	33,500	25業種	65,600	5,400	71,000
11業種	33,400	2,600	36,000	26業種	67,900	5,600	73,500
12業種	35,700	2,800	38,500	27業種	70,200	5,800	76,000
13業種	38,000	3,000	41,000	28業種	72,500	6,000	78,500
14業種	40,300	3,200	43,500	29業種	74,800	6,200	81,000
15業種	42,600	3,400	46,000				

【出典】「経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き（経営事項審査の手引き）」（国土交通省中部地方整備局）

Q 1-9

経営事項審査の結果通知書を紛失してしまいましたが、再発行は可能ですか？

A 1-9

経営事項審査結果通知書は、再発行できません。

紛失等により写しの交付を希望する場合は、「経営事項審査結果通知書交付願」を県庁技術検査課まで持参又は郵送(返信用封筒同封)にて提出してください。(費用は無料)

即日発行できない場合がありますので、余裕を持って申請してください。

なお、「経営事項審査結果通知書交付願」の様式は、岐阜県ホームページ（経営事項審査様式等ダウンロード）に掲載していますので、ご利用ください。

【URL】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1822.html>

Q 1-10

他県の知事許可（大臣許可）から岐阜県知事に許可換えしましたが、経営事項審査を受け直す必要はありますか？

また、特定から一般に変えた場合も経営事項審査を受け直す必要はありますか？

A 1-10

「許可換え新規」（大臣許可→ 知事許可、他県の知事許可→岐阜県知事許可）や「般・特新規」（一般→ 特定等）の場合、新たに経営事項審査を受け直す必要はありません。

また、特定から一般に変更した場合も建設業許可として有効であるため、経営事項審査の効力は失効しておらず、新たに受け直す必要はありません。

なお、客観点数に影響することはありません。

Q 1-11

個人事業主から法人化（いわゆる「法人成り」）した場合、経営事項審査を受審し直す必要がありますか？

A 1-11

個人事業主から法人成りした場合、個人事業主として受審した経営事項審査結果はその効力を失います。

法人成りした後も公共工事を発注者から直接請け負うのであれば、法人設立日を審査基準日とする経営事項審査（いわゆる「特殊経審」）を申請する必要があります。

Q 1-12

建設業許可の更新切れや廃業した業種について、経営事項審査を受けることができますか？

A 1-12

経営事項審査を受審することはできません。

また、許可の更新切れにより失効した時点でそれまで受審していた経営事項審査も無効となります。

この場合、建設業許可を新規で取り直した上で、再度受審し、新しい総合評定値通知を得る必要があります。

Q 1-13

経営事項審査の申請書を窓口を持って行くのは誰でもよいですか？

A 1-13

他社の社員や、自社と無関係の方（委任を受けた行政書士を除く）等が持って来られた場合は受理できません。

また、質問等確認をする可能性もありますので、申請内容を把握している方がお持ちください。

2 建設業許可・経営事項審査電子申請システムについて

Q 2-1

経営事項審査を建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「JCIP」といいます。）で申請したいのですが、紙での申請と同様に各土木事務所への審査予約の申込は必要ですか？

A 2-1

JCIP で申請する場合は各土木事務所での申し込みは不要です。申請を行った月の翌月の指定日に審査を行います。

なお、補正等により審査時間を要する場合がありますので、有効期間に余裕を持って申請願います。

Q 2-2

JCIP の場合、審査当日は土木事務所に出向く必要がありますか？

また、JCIP の審査日はいつですか？

A 2-2

審査日には、土木事務所に来所する必要はありませんが、県から事実関係の確認や補正等の連絡がある場合がありますので、連絡を取れる体制の確保をお願いします。

また、JCIP の審査日は、県 HP で公表している「経営事項審査日程表」において電子と記載されている日となります。

なお、申請件数が多い場合等には、審査日を新たに設ける場合があります。

Q 2-3

岐阜県に対する JCIP での申請時に、岐阜県収入証紙での納付は可能ですか？

A 2-3

岐阜県に対する電子申請の場合の納付方法は、JCIP を経由したインターネットバンキングでの支払いのみとなり、岐阜県収入証紙での納付はできません。

収入証紙で手数料を納付したい場合にあつては、従来通り紙申請でご対応願います。

また、JCIP の手数料納付のタイミングは技術検査課で申請書類の添付資料等を確認した後となりますので、余裕を持って申請願います。

※岐阜県において利用可能な収納方法は以下のとおりです。（2024 年 1 月現在）

申請先	収納方法
岐阜県（知事許可）	Pay-easy 支払（F-REGI）のみ
中部地方整備局（大臣許可）	Pay-easy 支払（納付番号等による） 現金・収入印紙

Q 2-4

代理申請の場合に手数料納付は、申請する業者にお願いすればよいですか？
また、行政書士が代理して納付してもよいですか？

A 2-4

代理申請の場合の手数料等の納付は、原則として支払者は代理人となります。

Q 2-5

岐阜県に対する JCIP による申請の場合、結果通知書は紙で発行されますか？

A 2-5

岐阜県に対する電子申請に係る結果通知書は紙による発行のみとなります。現時点で電子での発行は対応していません。

Q 2-6

JCIP は土木事務所へ行く必要がないと聞きましたが、手引きに記載のある「提示する書類」はどのようにすればよいですか？

A 2-6

「提示する書類」は JCIP でも必要となります。
各審査項目の確認書類として求められている場所は、各審査項目に添付してください。
審査項目にない場合は、「その他添付ファイル」に添付してください。

Q 2-7

様式第 25 号の 14 の項番 20 の登録経営状況分析機関番号の認証キーとは何ですか？

A 2-7

認証キーは、各登録分析機関共通して経営状況分析結果通知書に記載されるものです。
JCIP で申請する場合には、記載する必要があります。
経営状況分析結果通知書が発行されたばかりで認証キーが登録経営状況分析機関から発行されていない場合は、ある程度時間が経ってから入力してください。
時間が経っても入力できない場合は、認証キーが認証できていない場合がありますので、JCIP ヘルプデスクまでお問合せください。
※認証キーの発行には 2～3 日かかる場合があります。

経営状況分析結果通知書

令和 5年 1月10日

〒104-0045
東京都中央区
築地2-1-1-24第29美和ビル7階

登録経営状況分析機関
一般財団法人 建設業情報管理センター
登録番号 000001
登録年月日 平成16年 6月30日
登録経営状況分析機関代表者

印

(株) 分析建設

分析 太郎 殿

経営状況分析の結果を通知します。
この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実と相違ありません。

注) 「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の11の記載要領の別表(2)の分類に従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示してあります。

許可番号 99-999999 号
審査基準日 令和 4年 3月31日
電話番号 03-5565-6194
処理の区分

項番 資本金 20,000 (千円)

売上高に占める完成工事高の割合
単独決算又は連結決算の別

経営状況分析		数値	数値	
純支払利息比率			自己資本対固定資産比率	
負債回転期間			自己資本比率	
総資本売上総利益率			営業キャッシュフロー	
売上高経常利益率			利益剰余金	

経営状況点数(A) = 1.16

経営状況分析結果(Y) =

金額(千円)		金額(千円)	
固定資産		売上高	
流動負債		売上総利益	
固定負債		受取利息配当金	
利益剰余金		支払利息	
自己資本		経常(事業主)利益	
総資本(当期)		営業キャッシュフロー(当期)	
総資本(前期)		営業キャッシュフロー(前期)	
参考値 営業利益(当期)	3,136	営業利益(前期)	
減価償却実施額(当期)	973	減価償却実施額(前期)	

99-123456-01-050110



【出典】(一財)建設業情報管理センターHP

Q2-8

様式第25号の14の項番20の登録経営状況分析機関番号の認証キーを記載すれば、経営状況分析結果通知書は添付不要ですか？

また、事業年度終了届をJCIPで申請した場合、工事経歴書の添付は不要ですか？

A2-8

認証キーを入力した場合でも、経営状況分析結果通知書の添付が必要です。

事業年度終了届を電子で申請した場合も工事経歴書の添付が必要です。

また、該当がある場合には、「建設機械の保有状況一覧表」や「エコアクション21・ISO取得状況一覧表」等も紙申請と同様に添付してください。

Q 2-9

岐阜県入札参加資格審査の更新申請をする際には、申請者用の控えを必要とする場合は受付印を押印してもらっていましたが、JCIP の場合はどうすればよいですか？

A 2-9

JCIP の「手続中」の画面キャプチャと申請書の PDF を送付してください。

※JCIP の仕様変更により対応が変更する場合がありますので、ご了承ください。

Q 2-10

JCIP の操作方法が分かりませんが、マニュアル等はどこに掲載してありますか？

A 2-10

国土交通省のホームページにマニュアルが記載されていますので、確認願います。

マニュアルをご覧になっても、なお不明な点がありましたら、以下のヘルプデスクにご確認願います。

■JCIP ヘルプデスク：TEL 0570-033-730（受付時間：平日 9：00～17：00）

■メールによるご照会

JCIP の「お問い合わせ画面」に照会内容等を入力の上送信してください。

【URL】

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

なお、申請書に入力する内容や確認書類等については、技術検査課までお問い合わせください。

■岐阜県県土整備部技術検査課建設業係：TEL 058-272-8504

Q 2-11

電子申請の審査日は過ぎていますが、ステータスが「手続中」から変わりませんが、いつになったら手続きが完了しますか？

A 2-11

経営事項審査の結果通知書の発送日にステータスが「発行済」に変更します。

経営事項審査の結果通知を受けてもステータスがかわらない場合は、技術検査課までお問合せください。

3 経営規模等評価申請書/総合評定値請求書について (様式第 25 号の 14)

Q 3-1

会社設立直後で、決算期が到来していない場合、審査基準日はいつになりますか？

A 3-1

原則として、以下のとおりとなります。

申請者	審査基準日
個人事業主	創業日（事業開始の日）
法人	設立の日

なお、申請書の項番 0 6 の記載は「00」ではなく、別紙 1 の項番 3 1 の記載も変則的になりますので、岐阜県ホームページからダウンロードできる様式に付属している記載要領により記入願います。

Q 3-2

審査基準日から審査日までに許可を追加取得した業種を加えて、経審を受審することができますか？

A 3-2

審査基準日時点で許可を有していなくても、審査日までに許可を有していれば経営事項審査を受けることができます。

※その場合、当該審査基準日から審査日まで許可を追加取得した業種について、別途経審用の工事経歴書の作成が必要になります。

Q 3-3

経営事項審査を受審後に新たに許可業種の追加を行った場合、同じ審査基準日で、改めて経営事項審査を受けることができますか？

A 3-3

経営事項審査を受審後に新たに許可業種の追加を行った場合、同じ審査基準日で、改めて経営事項審査を受けることができます。

ただし、既に受審済みの業種の内容を変更することはできません。

また、審査の受け直しであるため、追加したい業種を含めて審査対象業種の全ての業種数（「受審済みの業種＋追加業種」）の審査手数料を負担していただくことに留意願います。

4 別紙1 工事種類別（元請）完成工事について

Q 4-1

消費税が未納ですが、経営事項審査は受けられますか？

A 4-1

経営事項審査を受けることは可能です。

ただし、発注機関によっては入札参加資格が得られない可能性がありますのでご注意ください。

Q 4-2

許可を取得したばかりで事業年度終了届を提出していないため、土木事務所の受付印が押印されている工事経歴書が用意できませんが、どうすればよいですか？

A 4-2

過去3年の工事経歴書が必要となりますので、税抜で経審用に作成をしてください。

なお、具体的な作成方法については「経営事項審査申請の手引き」（以下「手引き」といいます。）をご覧ください。

【URL】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1892.html>

Q 4-3

建設工事の業種区分（29業種）の考え方を教えて下さい。

A 4-3

建設業法では建設業を29業種に分類しており、「建設業許可事務ガイドライン（国土交通省）」等でどのような業種がどのような建設工事に対応するかを示しています。

<建設業許可事務ガイドライン（国土交通省）>

- 「土木一式工事」と「建築一式工事」は、他の27業種の「専門工事」とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事とされています。
- したがって、個別の専門工事として施工が可能である工事は「一式工事」には該当しません。また、「一式工事」の許可を受けた業者が、他の「専門工事」を単独で請け負う場合は、その「専門工事」の許可を受けなければなりません。
- なお、主たる工事として施工する専門工事において、附带的に発生する他の専門工事（「附帯工事」という。例えば屋根工事における塗装工事等）が含まれたとしても、主たる工事の部分で判断されますので一式工事とは認められません。

「建設業許可事務ガイドライン」（国土交通省）

【URL】 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

Q 4-4

下請で工事を請け負いましたが、その工事は「一式工事」（土木一式又は建築一式）として申請してよいですか？

A 4-4

告示（法第2条（定義）関係）等において記載されている「総合的な企画、指導、調整」については、一括下請負禁止規定等との兼ね合いから、制度上、元請業者が行うべきものであることが明らかです。

このため、民間工事における合法的な一括下請負のケースを除いては、下請工事に関し、一式工事に該当する事例は、極めて少ないと考えられます。

下請工事でありながら一式工事としての要件を備える事例があれば、技術検査課までお問い合わせ下さい。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該工事に係る金額を含むことは認められていません。

Q 4-5

「その他工事」欄には何を計上するのですか？

A 4-5

「その他工事」欄の計上対象工事は、以下のとおりです。

許可を有していない業種における軽微な建設工事の完成工事高の合計

+

許可は有しているが経営規模等評価対象建設業とせず、業種間積み上げも行っていない業種の完成工事高

そのため、許可を有していない業種における軽微な建設工事の完成工事高の合計及び許可は有しているが経営規模等評価対象建設業とせず、業種間積み上げも行っていない業種の完成工事高の合計を計上することになります。

ただし、あくまで計上できるのは「建設工事の完成工事高」であり、建設工事ではない業務の売上や物品販売等の兼業売上を計上することはできません。

また、「その他工事」を計上する場合にも、その該当業種ごとに工事経歴書を作成する必要がありますのでご注意ください。

Q 4-6

2以上の業種を1件の契約で請け負いましたが、工事経歴書にはどのように計上するのですか？

A 4-6

2以上の業種を1件の契約で請け負うようなケースは、実際の契約上起こりうるかと考えられますが、建設業法上、工事経歴書の記載は建設工事の種類ごとに作成することとされているため、1件の工事を2以上の業種に分割して計上することができません。

よって、原則としていずれか一つの業種に一契約分全額を計上することとなりますので、請け負った工事内容のうち、主要な工事内容が29業種のいずれに当てはまるかを判断したうえで、主要な業種に計上してください。

Q 4-7

完成工事高が無い業種について経営事項審査を受けることはできますか？

A 4-7

申請日に建設業許可を有している業種については、完工高がない業種であっても経営事項審査を受けることができます。

Q 4-8

親から個人事業を承継しましたが、完成工事高及び営業年数に過去の実績を含めることはできますか？

A 4-8

当期事業年度開始日から遡って2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。以下「被承継人」といいます。）から建設業の主たる部分を承継した者（以下「承継人」といいます。）がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完成工事高と営業年数を反映することができます。

- ・被承継人が建設業を廃業すること
- ・被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ・承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

Q 4-9

個人事業主から法人化（いわゆる「法人成り」）しましたが、完成工事高に過去の個人事業主としての実績を含めることはできますか？

A 4-9

当期事業年度開始日から遡って2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可のある個人に限ります。以下「被承継人」といいます。）から建設業の主たる部分を承継した者（法人に限ります。以下「承継法人」といいます。）であって、次のいずれにも該当する場合は、

前事業体の完成工事高と営業年数を反映することができます。

- ・被承継人が建設業を廃業すること
- ・被承継人が 50%以上出資して設立した法人であること
- ・被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- ・承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

Q 4-10

提示する書類で工事請負契約書がありますが、どれだけ持っていく必要がありますか？

また、書類の量が多いため、金額が分かるものだけ持っていけばよいですか？

A 4-10

審査対象事業年度における工事経歴書に記載された種類毎に請負代金の大きい上位 3 件を持参してください。(公共・民間工事、元請・下請を問いません。)

持参する書類は、工事請負契約書、注文書、下請契約書、注文請書等のどれか 1 つで構いませんが、工事名・業種・金額が分かるものを提示してください。

また、工事経歴書に JV 工事が記載されている場合は、工事契約書と協定書を提示してください。

なお、原本の持参を求めているため契約書一式を持参願います。

Q 4-11

契約書の作成を電子で行ったので工事請負契約書に押印が無いですが、どのようにすればよいですか？

また、契約書の写し(コピー)に原本証明をして経営事項審査を受ける必要はありますか？

A 4-11

電子契約で工事請負契約書に押印がない場合は、原本証明は不要です。

A 4-10 のとおり、工事名・業種・金額が分かるものを提示してください。

5 別紙2 技術職員名簿について

Q5-1

技術職員名簿について、1つの資格で何業種まで選択できますか？

A5-1

技術職員名簿に記載できるのは、1つの資格で2業種まで選択できます。

また、1人当たり2業種までです。

なお、審査対象としない業種に関する資格を記入しても評価対象となりません。

Q5-2

技術職員名簿の講習受講欄には何を記載すればよいですか？

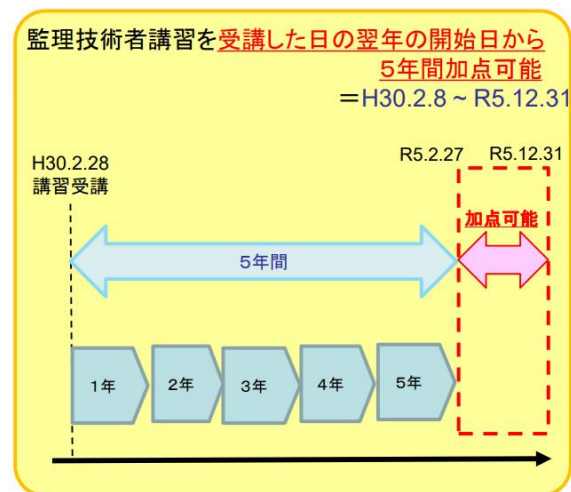
A5-2

申請する業種について、次の(1)～(3)の要件を全て満たす場合は、「1」を、それ以外の場合は「2」を記載してください。

- (1) 法第15条第2号イに該当する者であること（1級国家資格者相当）
- (2) 監理技術者資格証の交付を受けていること
- (3) 法第26条の4から6の規定による講習を、受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であること

※実務経験者や大臣認定者、2級資格者等は(1)に該当しないため「2」となります。

<監理技術者講習の有効期間>



【出典】経営事項審査の主な改正事項（令和5年1月1日・一部令和4年8月15日改正）（国土交通省）

Q 5 - 3

1人の技術者が同一の業種において複数の資格を有していますが、どのように記載すればよいですか？

A 5 - 3

1人の技術者が同一の業種において複数の資格を有している場合は、上位の資格のみが加点対象です。

重複加算はされませんので上位資格のみ記載してください。

(例)

建築○ 1級建築士(5点) × 2級建築施工管理技士(2点)

Q 5 - 4

「業種別技術職員コード表」に「技士補」が追加されましたが、いつから対象となりますか？

A 5 - 4

令和5年7月1日以降を審査基準日とする申請が対象となります。

なお、点数右隣に「※」がある場合は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、3年の実務経験が必要となります。

また、「○」がある場合は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、5年の実務経験が必要となります。

Q 5 - 5

令和5年7月1日以降を審査基準日とする申請から「技士補」が対象となりましたが、1級の技士補と法第26条第3項ただし書き(法第15条第2号イ、ロ、ハに準ずる者)監理技術者補佐(コード「005」)の違いは何ですか？

A 5 - 5

監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者(法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者)のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要とされています。

また、監理技術者補佐として認められる業種は、「主任技術者の資格を有する業種」に限られます。

このことから、1級の技士補であっても主任技術者の資格を有しない場合は、1点の加点となります。

【出典】「監理技術者制度運用マニュアル」(平成16年3月1日国総建第316号地方整備局建政部長等あて国土交通省総合政策局建設業課長通知) 一(2)

Q 5 - 6

技術職員名簿に出向者やパートタイム労働者を記載することはできますか？

A 5 - 6

労務者、パートタイム労働者、アルバイト等を記載することはできません。

なお、技術職員(常勤の役員を含む)が親会社等からの出向者である場合は、出向元の健康保険組合に加入していること、出向契約書等により出向が確認できる者は技術職員名簿の記載対象となります。

Q 5 - 7

技術者が高齢で健康保険の対象から外れていますが、何を常勤性の確認資料とすればよいですか？

A 5 - 7

後期高齢者等（75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者）を雇用している場合は以下の①から③を提示してください。

①厚生年金保険70歳以上被用者該当届（対象者（※）を新たに雇用したときや70歳に到達し引き続き雇用するとき）

②厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届（7月1日に対象者（※）を雇用しているとき）

※①②の書類で常勤性が確認できる対象者とは、以下のア～ウ要件を満たす者

ア 昭和12年4月2日以降に生まれ、70歳以上の者

イ 厚生年金保険の適用事業所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね4分の3以上の者

ウ 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者

③ ①、②が無い場合にあつては、後期高齢者医療被保険者証の写及び賃金台帳

※令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の発行が行われなくなった後でも、有効期限前の健康保険被保険者証であれば確認資料として認めます。

※令和6年12月2日以降の申請については、上記①～③がない場合は所属企業の雇用証明書（写し）と賃金台帳でも認められます。

6 別紙3 その他の審査項目（社会性等）について

Q 6-1

雇用保険の加入の有無を確認する資料は1年分が必要となりますか？

A 6-1

雇用保険の加入の有無を確認する資料は1年分が必要となります。

審査基準日を含む年度分の「領収書済通知書」等で保険料の納付を確認しています。

前年度の予納額が充当され、かつ、当期の納付額がない場合は、納入通知書を提示（JCIPの場合は添付）してください。

なお、当期の納付額がない場合において、個別加入で納入通知書が存在しない場合は、労働保険概算・確定保険料申告書が必要になります。

Q 6-2

健康保険の加入の有無を確認する資料は1年分が必要となりますか？

A 6-2

健康保険の加入の有無を確認する資料は1年分が必要となるわけではありません。

審査基準日を含む月の「納入告知書・納付書・領収証」等で保険料の納付を確認しています。

Q 6-3

CPD単位取得数とは何ですか？

A 6-3

当該技術者が取得したユニット数のことです。（単位取得数＝ユニット数）

<CPD (Continuing Professional Development : 継続教育制度) とは>

国土交通省及び多くの地方自治体が公共工事の発注の際に業者選定のひとつの重要な要素として採用している制度です。

継続教育制度という名前のとおり、技術者として専門的能力を維持・向上させるために定期的に講習会等を受講し、その受講履歴をもって自らの技能の水準を証明するものです。

【出典】（公財）日本建設情報技術者センターHP

Q 6-4

対象となるCPDは何ですか？

また、CPDとCPDSの違いは何ですか？

A 6-4

CPDSは（一社）全国土木施工管理技士連合会（以下「JCM」）が運営するCPD制度で

す。

一般に継続学習はCPDと呼ばれますが、JCMでは、特に固有の名称としてCPDにSystemのSを付けてCPDSと呼んでいます。

そのため、JCMによる受講証明書は、CPDSとして、主に土木技術者の方を対象に発行されています。一方、CPDは主に建築等の技術者の方を対象に発行されています。

これらは、ともに、設計・施工の知識や技術の向上に資すること（継続学習）を目的とするものです。

経営事項審査では、手引きP.54に記載されている「CPD単位数を求めするために必要な団体毎の数値」に記載されている団体が対象となります。

Q 6-5

「自然工法管理士講習会」はCPDの対象となりますか？

A 6-5

国土交通省によるCPD認定団体により認証された学習プログラムである場合は加点对象となります。

※CPD認定団体については、国土交通省告示第246号別表第18を参照願います。

※岐阜県自然工法管理士講習会の場合、一般社団法人全国土木施工管理技士連合会の認証学習プログラム一覧に記載されていることを確認願います。

Q 6-6

CPD単位の計算方法が分かりませんが、どのように計算すればよいですか？

また、1人の技術者で2団体から単位を取得していますが、両方算入できますか？

A 6-6

CPDの計算方法は以下のとおりです。

なお、技術職員1名につき1団体まで上限30単位の計上が可能です。

<計算式>

CPD単位数 ÷ CPD認定団体毎に掲げる数値 × 30

※小数点以下端数切り捨て

Q 6-7

技能者名簿と技術職員名簿と両方に該当する者がいる場合は、両方もカウント可能ですか？

A 6-7

主任技術者、監理技術者の要件を満たす等の技術者であっても過去3年間で建設工事の施工に従事した場合は技能者として申請することができます。

このため、「技術者」「技能者」両方の名簿に記載される場合があります。

なお、技術者が管理業務のみを行っている場合には、「技術者」にのみ申請可能です。

Q 6-8

技能者名簿の「レベル向上の有無」の欄について、昨年度に申請した経営事項審査で、レベル向上の有無に「○」を付けましたが、今年度の申請でも「○」を付けていいですか？

A 6-8

審査基準日以前3年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上向上(レベル1からレベル2等)した者に該当する場合は加対象となります。

なお、認定能力基準による評価を受けていない場合はレベル1として審査をします。

また、レベル4の技能者の方は、能力評価基準で最上位となるため、基準上それ以上向上することができない者として、「控除」欄に○を付けてください。

Q 6-9

「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の審査対象工事や要件は何ですか？

A 6-9

【審査対象工事】

以下の①～③を除く、審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事が、審査対象工事になります。

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事

工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円)に満たない工事建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事

- ③ 災害応急工事

防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事

【該当措置】

以下の①～③のすべてを実施している場合には加対象となります。

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法(*)でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備

(*)直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

Q 6-10

「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」について、カードリーダーは現場に設置する必要がありますか？

A 6-10

就業履歴を登録するためには、元請事業者が各現場にカードリーダーを設置する必要があります。

技能者は、現場に入場する際に、建設キャリアアップカードをカードリーダーで読み取らせます。

それにより、技能者の就業履歴が自動的に蓄積されていきます。

また、技能者本人、技能者が所属する事業者による建設キャリアアップシステムへの就業履歴情報の直接入力も可能です。

なお、詳細は、建設キャリアアップシステム運用マニュアルを確認願います。

【URL】 https://www.ccus.jp/p/document#site_manual

Q 6-11

「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」について、下請工事しか受注していない業者でも対象となりますか？

A 6-11

審査対象工事が「審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事」のため下請工事しか受注していない業者は対象外となります。

Q 6-12

「二級登録経理試験合格者等の数」について、対象となる人はどんな人ですか？

A 6-12

下記の①又は②を満たすものが対象となります。

- ① 2級登録経理試験に合格した者であり、翌年度の開始の日から5年を経過していない者
- ② 2級登録経理講習を受講した者であり、翌年度の開始の日から5年を経過していない者

※経営事項審査においては登録経理試験の合格後5年を経過した者は、「登録経理講習」を受講し、かつ、試験に合格しなければ、評価対象となりません。

Q 6-13

建設業経理士について、6か月を超える雇用が必要ですか？

A 6-13

必要はありません。

なお、公認会計士、税理士についても、同様に6カ月を超える雇用は必要とされています。

Q 6-14

「建設機械の保有状況一覧表」について、購入車両の場合、「取得年月日」は何を記載すればよいですか？

A 6-14

自動車車検証の所有権移転日を記載してください。

Q 6-15

「建設機械の保有状況一覧表」について、車検証が電子で交付されましたが、提出は、どのようにすればよいですか？

A 6-15

「電子車検証の写し」と「自動車検査証記録事項の写し」を提出してください。

Q 6-16

「建設機械の保有状況一覧表」について、審査基準日を跨ぐため、自動車検査証の古い車検証と新しい車検証が2つありますが、どちらを記載すればよいですか？

A 6-16

審査基準日時点で旧車検証の有効期間内であることを原則として確認しています。

そのため、旧車検証の検査実施年月日を「建設機械の保有状況一覧表」に記載してください。

Q 6-17

「建設機械の保有状況一覧表」について、自動車検査証の古い車検証の写しがなく、新しい車検証しかないですが、認められますか？

A 6-17

Q 6-16 のとおり、審査日時点の（古い）自動車検査証を原則としています。

やむを得ない事情で、審査日時点の（古い）自動車検査証の写しが無い場合は、審査基準日の前後1年以内に車検を受けていれば、保有している建設機械として認めることが可能です。

なお、「建設機械の保有状況一覧表」は、新しい自動車検査証の検査実施年月日を記載してください。

Q 6-18

「建設機械の保有状況一覧表」について、ダンプの対象となる車両はどういったものですか？

A 6-18

土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法第 60 条第 1 項の自動車検査証をいいます。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているものが対象となります。

ただし、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は対象外となります。

Q 6-19

「建設機械の保有状況一覧表」について、「種別又は規格」はどういったものを記載すればよいですか？

A 6-19

「種別又は規格」欄には、建設機械の種類ごとに下記のとおり記載してください。

- ①「ショベル系掘削機」→ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨（例：バックホウ）
- ②「ブルドーザー」→自重が3トン以上か（例：3.89 t）
- ③「トラクターショベル」→バケット容量が0.4立方メートル以上か（例：1.2 m³）
- ④「モーターグレーダー」→自重が5トン以上か（例：10.0 t）
- ⑤「移動式クレーン」→つり上げ荷重が3トン以上か（例：7.0 t）
- ⑥「ダンプ車」→ダンプ、ダンプフルトレーラー、ダンプセミトレーラー
- ⑦「高所作業車」→作業床の高さが2 m以上か（例：3m）
- ⑧「締固め用機械」→ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー（自走可）
- ⑨「解体用機械」→ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機

Q 6-20

「建設機械の保有状況一覧表」について、ダンプ車両等の購入車両がありますが、古い車両のため販売契約書が見当たりません。販売店も閉店しているため販売証明書を取得することもできませんが、自動車検査証のみで認められますか？

A 6-20

所有権の確認は、原則契約書によって行います。契約書がない場合は、所有を第3者が証明しているもの（売買証明書、譲渡証明書、販売証明書等）の提示を求めています。

ダンプについては、自動車検査証でも所有権を確認できるため、やむを得ないと認められる場合は、自動車検査証でも認めることが可能です。